平成20年度 地方税財政対策に関する重点要望

全国市議会議長会は、平成20年度地方税財政対策に関し別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成19年12月

全国市議会議長会 会長 藤田 博之 (広島市議会議長) 全国市議会議長会国会対策委員会 委員長 鏑 木 茂 哉 (川崎市議会議長会地方財政委員会 委員長 高 橋 芳 治 (南丹市議会議長)

重点要望

現在の地方の財政は、これまで三位一体改革等さまざまな名目の下、地方交付税の大幅な削減がなされたこと、また、社会保障費の増嵩等により、未曾有の財政危機に直面するとともに、地域間格差が拡大している。

このような状況下において、市民生活に必要不可欠な行政 サービスの提供を確保し、地域間格差を是正するには、地方 交付税の増額とその機能の強化が急務である。

また、各都市が地方分権時代に相応しい役割を果たしていくためには、地方税をはじめとする一般財源の充実確保を図るとともに、国税と地方税の税源配分を見直し、地域偏在性の少ない地方税体系の構築を図るべきである。

よって、国においては、平成20年度政府予算の編成に当たり、下記事項の実現を図るよう強く要望する。

記

1.地方交付税の増額

社会保障関係費が増大し続けるなか、住民生活が守られるよう、地方財政計画に地方の単独事業を中心とした財政需要を適切に反映し、地方交付税を増額すること。

また、地方財源不足に対する補てんについては、法定率の引き上げで対応するとともに、「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の機能を損なわないよう別途確保すること。

2.財源保障機能及び財政調整機能の強化

地域間の財政力格差を是正し、人々の暮らしを支える公共サービスを提供するため、地方交付税本来の機能である財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。

3 .消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない税体系の 構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5:5とし、国税からの税源移譲により地方税の充実強化を図ること。

その際、消費税等の税源移譲などによる税源の偏在性が少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

4. 地方道路目的財源の充実強化

地方が必要な道路整備を行うに当たっては、自動車関係諸税は、貴重な道路整備の財源となっていることから、 その趣旨を踏まえ、現行の税体系を維持するとともに、 来春適用期限が来る暫定税率について現行水準を維持す ること。

また、道路特定財源のみでは必要な道路整備のための 財源が不足している地方の現状に鑑み、道路特定財源の 地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備 財源の充実に努めること。